

季節の調理体験 ～2月編～

御食国若狭おばま食文化館 ☎ 53・1000

とき 2月5日④、8日⑤、11日⑥⑦いずれも10時～  
ところ 食文化館(川崎3丁目)  
内容 かんたん回鍋肉、サバのぬた、のっぺい汁、もちもち豆腐ボール、白ごはん  
定員 各30人(先着順)  
参加費 各700円  
申込期限 実施日の3日前

講座発表会

働く婦人の家 ☎ 52・7002

働く婦人の家では、平成24年度の講座発表会を行います。  
とき 3月3日⑩ 9時30分～15時30分  
ところ 働く婦人の家(大手町)  
内容 各講座の展示・体験コーナー、ステージ発表、お茶席、バルーンアート広場など

ルームパークさくら

働く婦人の家 ☎ 52・7002

働く婦人の家では、スペースの一部を誰でも自由に集まってお茶を飲む「ルームパークさくら」として解放しています。  
とき 毎月第3水曜日の13時～16時  
ところ 働く婦人の家2階ロビー(大手町)  
利用料 無料(予約不要)

県立道守高校通信制生徒

県立道守高校通信制 ☎ 0776・36・1184

県立道守高校の通信制は月3回程日曜日に登校して学ぶコースです。関心のある人は、個別相談会に電話予約して参加してください。  
個別相談会 2月17日⑩、2月24日⑩、3月3日⑩、10日⑩  
出願期間 3月15日⑤～19日④、25日⑥、26日④※土日はなし

学校給食調理嘱託職員

教育総務課 ☎ 内線 423

職務 給食調理(ない日は校務)  
対象 特になし(調理師免許があればなお可)  
雇用期間 4月1日～平成26年3月31日  
勤務時間 週5日(31時間15分)  
※雇用期間は更新する場合あり  
勤務先 市内小中学校  
報酬 月額13万円(8月の出勤日は日額により支給)  
募集 若干名  
試験日 2月20日④予定  
選考方法 書類審査、面接  
申込期間 2月4日⑥～15日⑤  
※詳しくはお問い合わせください

食文化館臨時職員

御食国若狭おばま食文化館 ☎ 53・1000

職務 食文化館の総合案内、一般事務・ミュージアム・キッチンイベントの補助  
対象 パソコンのワードとエクセルの操作ができること  
雇用期間 4月1日～9月末日  
※雇用期間は更新する場合あり  
勤務時間 週5日(38時間45分)  
勤務先 食文化館(川崎3丁目)  
報酬 日額5,800円  
募集 1人  
試験日 3月2日④ 13時～  
選考方法 書類審査、面接  
申し込み 2月1日⑤～19日④  
の間に食文化館へ履歴書を提出

市営住宅(山手団地)入居者

都市整備課 ☎ 内線 245

市では、平成24年度分の市営住宅空き家入居申し込み者を追加募集します。  
対象住宅 山手団地の空き家2戸  
申込期間 2月1日⑤～15日⑤  
抽選日 3月8日⑤ 10時  
※申込書は都市整備課で配布

自動車の名義・住所変更

財政課 ☎ 内線 335

自動車の名義、住所変更などの手続きはお済みですか。  
2・3月は窓口が混雑するので、次に該当する人は、早めの申請手続きをお願いします。  
対象①名義変更、廃車手続き、住所変更のいずれかを行っていない人  
②2・3月中に車検が切れる自動車を引き続き使用する人  
※継続検査(車検)は、有効期限の切れる1カ月前から受検できます  
問い合わせ  
【登録関係】 中部運輸局福井運輸支局 ☎ 050・5540・2057  
【検査関係】 同 ☎ 0776・34・1603  
【軽自動車関係】 軽自動車検査協会福井事務所 ☎ 0776・38・1509

募集

市民活動交流センター嘱託

市民協働課 ☎ 内線 372

職務 市民活動交流センターの管理運営、市民活動団体への活動支援、市民活動への相談対応など  
対象 標準的なパソコン操作ができ、ボランティア活動などの経験または関心がある人  
雇用期間 4月1日～平成26年3月31日  
※雇用期間は更新する場合あり  
勤務時間 週4日(31時間)  
勤務先 市ボランティア・市民活動交流センター(大手町)  
報酬 月額12万円  
募集 1人  
試験日 2月19日④ 13時30分～  
選考方法 書類審査、面接  
申し込み 2月8日⑤までに市民協働課へ作文と履歴書を提出  
※詳しくはお問い合わせください

交通災害等遺児就学支度金

社会福祉課 ☎ 内線 186

県では、生計を共にした父や母、未成年後見人を交通事故などで亡くした子どもが、小学校・中学校に入学するときに、その保護者に就学支度金を支給します。  
対象 市民税の所得割が課税されていない世帯  
申請期限 2月12日④  
※申請は社会福祉課まで

相続に関する無料相談会

福井県司法書士会 ☎ 0776・30・0001

福井県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、無料相談会を実施します。  
とき 2月9日④ 10時～16時  
ところ プラザ萬象(敦賀市東洋町)  
内容 相続登記をはじめ、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います(予約不要)

婦人のつどい

生涯学習スポーツ課 ☎ 内線 433

とき 2月10日⑩ 9時～15時10分  
ところ 文化会館(大手町)  
内容 心あたたまる手紙の表彰式、桑原征平さんの講演会「大爆笑! 征平の挑戦」、各地区婦人会アトラクション、お楽しみ抽選ほか  
※先着400人に昼食弁当をプレゼントします

冬のJR小浜線の運行情報

企画課 ☎ 内線 345

JR小浜線の利用について、冬期は積雪の影響で、遅延や運休する恐れがあります。  
遅延・運休の情報は、下記へお問い合わせください。  
問い合わせ JR西日本北陸案内センター ☎ 076・251・5655 (12月20日～2月末の4時30分～22時30分まで)

くらしの情報 2月

健康・福祉

プレパパ&プレママ講座

健康管理センター ☎ 52・2222

とき、内容 ①2月13日④育児編「音楽療法と育児について」、②20日④出産編「赤ちゃんとの共同作業」いずれも13時30分～15時30分  
ところ、申し込み 健康管理センター(南川町)  
参加費 無料

お知らせ

市役所の業務時間の変更

総務課 ☎ 内線 355

4月1日⑩から市役所の業務時間が変更になります。  
変更前 8時30分～17時30分  
変更後 8時30分～17時15分  
※各施設の開閉時間に変更はありません  
※市民課・健康長寿課・社会福祉課・会計課・環境衛生課・税務課の窓口は、4月中は17時30分まで業務を行います

人権擁護委員の委嘱

生涯学習スポーツ課 ☎ 内線 432

平成24年10月1日付けで法務大臣から、次の人に人権擁護委員の委嘱がありました(敬称略)。  
人権擁護委員は、皆さんからの人権相談を受けたり、人権に関する啓発活動などを行っています。  
●中嶋昭義(生守) = 再任  
●赤坂修代(国分) = 新任

水道メーターの除雪にご協力ください

市では、毎月1日～6日に水道メーターの検針を行っていますが、積雪などにより検針ができないことがあります。その場合は、前3カ月の平均水量で水道料金を計算しますので、実際とは異なる水道料金になります。その差額は、翌月の検針結果に加算・減算しますので、実際の使用水量より多い水道料金となってしまう場合もあることをご了承ください。  
正確な検針のために、除雪にご協力ください。

【例】

1月の実際の使用水量が30m<sup>3</sup>(3,591円)でも、積雪で水道メーターが検針できなかった場合、10月～12月の平均水量21m<sup>3</sup>(2,457円)が水道料金になります。

この場合、翌月2月の実際の使用水量30m<sup>3</sup>に1月不足分9m<sup>3</sup>を加算し、39m<sup>3</sup>(4,819円)と計算します。

※下水道使用料における井戸メーター、控除メーターの場合も同様

■問い合わせ 上下水道課 ☎ 内線 232



## 就職の悩み 誰かに相談したいなあ...



### ミニジョブカフェ小浜 専門家が若者の就職をサポート

ミニジョブカフェ小浜では、就職のさまざまな悩み、疑問を解決しながら、就職までの道のりをサポートします。適職診断、面接練習、履歴書のチェックなど、あらゆる相談をすべて「無料」で受け付けています。

- SUPPORT ①** 専門スタッフが個別に相談に応じ、問題点を整理。将来への活路をいっしょに考えます。
- SUPPORT ②** 履歴書などの応募書類の書き方・面接の練習など就活の対策方法を教えます。
- SUPPORT ③** 仕事や職場の悩みなど、在職者の相談にも対応。一緒に問題点を整理していきます。
- SUPPORT ④** 求職者の保護者の悩みにもお応えし、家族にできるサポートなどをアドバイスします。
- SUPPORT ⑤** 一度で就職が決まらなくても、何度も相談のり、就職決定までフォローします。

**対象** 15歳～おおむね39歳までの若者  
**とき** 毎週火曜日～土曜日（9時～17時）  
**ところ** 働く婦人の家1階ロビー（大手町）  
**問い合わせ** ミニジョブカフェ小浜 ☎52・3542

### 若狭おばま 伝統文化フォーラム

日本に誇れる文化がある

**とき** 3月3日(日)13時30分～17時

**ところ** 文化会館大ホール

**料金** 無料

**問い合わせ** 文化課 ☎内線443

**オープニング**  
小浜26区の歌、放生祭お囃子  
報告会

**試食会**  
サハのなれずしと新田「ぼつ茶」  
若狭の祈り特別公演  
奥窪谷の六斎念仏

**特別対談「日本の伝統行事と食文化」**  
神崎宣武(民俗学者)、浜美枝(女優)

このシンポジウムは全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金をうけて実施するものです



## 若狭マラソン 出場者募集!

市では今年で33回目を迎える「OBAMA 若狭マラソン大会」の参加者を募集しています。  
 一迅の風になって、春の小浜を駆けめぐりましょう!

**とき** 4月28日(日) 雨天決行  
**コース** ハーフ・10<sup>キロ</sup>・5<sup>キロ</sup>・3<sup>キロ</sup>  
 ※ハーフ・10<sup>キロ</sup>は日本陸連公認コース

**参加費** 小・中・高校生 …1,000円  
 一般 ……2,500円  
 ファミリー ……3,000円

**申込方法** 所定の専用振替払込用紙に必要事項を記入し、ゆうちょ銀行で払い込むか、市民体育館へ持参してください

※専用振替払込用紙は、市民体育館、市役所、公民館、観光案内所、食文化館、スポーツ店などにあります  
 ※ランネット加入者は、インターネットで申し込むこともできます(アドレスは <http://runnet.jp/>)

**申込期限** 3月7日(日)

ハーフマラソン	10 <sup>キロ</sup>
39歳以下 一般男子	39歳以下 高校・一般男子
40歳以上男子	40歳以上男子
一般女子	高校・一般女子
5 <sup>キロ</sup>	3 <sup>キロ</sup>
中学生男子	小学生男子(5年生以上)
高校・一般女子	小学生女子(5年生以上)
29歳以下 高校・一般男子	中学生女子
30歳代男子	高校・一般女子
40歳代男子	一般男子
50歳以上男子	60歳以上男子
	ファミリー(ペア)

■問い合わせ 市民体育館内 若狭マラソン大会事務局 ☎53・0064

### 各種IT講座

福井県産業情報センター嶺南支所 ☎52・1500

県産業情報センター嶺南支所では、各種IT講座を開催します。

①パワーポイントによるプレゼンテーション実践  
**とき** 2月14日(日)、15日(金)10時～17時  
**受講料** 1万円(テキスト代込)

②これから始める中小企業のためのフェイスブック入門  
**とき** 3月5日(日)10時～17時  
**受講料** 6千円  
**ところ** 県産業情報センター嶺南支所(白鬚)  
**定員** 各8人  
 ※申込方法など詳しくはお問い合わせください

### ◆スポーツ◆

#### 室内グラウンドゴルフ大会

市民体育館 ☎53・0064

市では、ニュースポーツを通して、参加者の親睦と健康増進を図るために、室内グラウンドゴルフ大会を開催します。

**とき** 3月1日(金)9時～受付  
**ところ** 市民体育館(後瀬町)  
**対象** 原則として市民  
**定員** 50人(先着順)  
**参加費** 300円  
**申込期間** 2月1日(金)～21日(日)

#### 市少年柔剣道大会

市民体育館 ☎53・0064

市では、第45回目となる少年柔剣道大会を開催します。若狭地域の小中学生参加によるトーナメント戦となっていますので、ぜひご観覧ください。

**とき** 2月11日(日)9時～  
**ところ** 柔道=武道館(後瀬町)、  
 剣道=市民体育館(後瀬町)

### 市県民税で住宅ローン控除

平成11年から同25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除できます。この制度の適用を受けるためには、確定申告または年末調整（初年度については確定申告）が必要になります。  
※平成19・20年の入居者は所得税のみの対象となります

### 公的年金などに係る確定申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

### 介護認定者に障害者控除対象者認定書、おむつ使用確認書を発行

65歳以上で、要介護度1以上の要介護度認定を受けていると、確定申告で障害者控除を受けられることがあります。また、おむつ代が医療費控除の対象となる場合があります。  
該当する人には、障害者控除対象者認定書またはおむつ使用確認書を発行しますので、印鑑を持って健康長寿課へお越しください。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎内線 174

※生命保険料、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります  
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります

### 生命保険料控除の改正

■問い合わせ 税務課 ☎内線 135

平成25年度分の市・県民税（24年分の所得税）における生命保険料控除の見直しがありました。  
新たに介護医療保険料控除が創設され、平成24年1月1日以降に契約締結した各種保険（新契約）について、控除額（計算方法・限度額）が変更されました。

※平成23年12月31日以前に契約締結した保険（旧契約）は従前の控除額（限度額）が適用されます  
※計算方法など詳しくは税務課にお問い合わせください

	改正前(旧契約)	改正後(新契約)
一般生命保険料控除(限度額)	市・県民税 35,000円 所得税 50,000円	一般生命保険料控除(限度額) 市・県民税 28,000円 所得税 40,000円
		介護医療保険料控除(限度額) 市・県民税 28,000円 所得税 40,000円
個人年金保険料控除(限度額)	市・県民税 35,000円 所得税 50,000円	市・県民税 28,000円 所得税 40,000円
合計控除(限度額)	市・県民税 70,000円 所得税 100,000円	市・県民税 70,000円 所得税 120,000円

### 事業者の皆様へ 個人住民税の納付について

■問い合わせ 税務課 ☎内線 134

従業員の個人住民税（市県民税）は、事業者が毎月給与から天引きして、市に納めることになっています（特別徴収 地方税法第321条の3）。  
平成25年1月1日から4月30日までの間において、従業員の方が異動（退職など）した場合、残りの税金よりも給与や退職手当などが多い場合に限り、一括して徴収することになっています（納入の義務等 地方法321条の5）。  
一括徴収の納付忘れにご注意ください。  
対象 原則所得税の源泉徴収義務のある事業者

# 確定申告はお早めに！

平成25年度の市県民税、平成24年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。  
必ず期限内の申告をお願いします。  
受付期間 2月18日⑨～3月15日⑤ 9時～12時、13時～16時  
問い合わせ 【市県民税】税務課☎内線 132～135 【所得税】小浜税務署☎52・1008

#### 【市役所4階大会議室（大手町）会場のスケジュール】

受付期間	対象地区・区
2月18日⑨ 22日⑤	小浜地区（清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉）、西津地区（小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷）、内外海地区（仏谷/堅海/泊/田島を除く）、国富地区、宮川地区
2月25日⑨ 3月1日⑤	小浜地区（玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎）、雲浜地区（南川町/後瀬町/上竹原/関）、松永地区、遠敷地区、今富地区
3月4日⑨ 8日⑤	小浜地区（竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山）、雲浜地区（千種/大手町/四谷町/一番町）、内外海地区（仏谷/堅海/泊/田島）、口名田地区、中名田地区、加斗地区
3月11日⑨ 15日⑤	小浜地区（鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井）、雲浜地区（城内/雲浜/山手/水取）、西津地区（堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西）

#### 【JA若狭本店（遠敷）会場のスケジュール】

受付日	対象地区・区
2月18日⑨	小浜地区 雲浜地区 西津地区 内外海地区
2月19日④	松永地区 宮川地区
2月21日⑥	国富地区
2月22日⑤	遠敷地区
2月25日⑨	今富地区
2月27日⑧	口名田地区 中名田地区
3月1日⑤	加斗地区

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間・期日にお越しください  
※営業所得、事業所得、農業所得のある方については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください  
※医療費の控除に必要な領収書は個人ごと、医療機関ごとに小計しておいてください

### 社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証明する書類の提示が必要です。領収書などが手元にない人については、支払額をお知らせしますので、運転免許証などの身分証明書と印鑑を持って税務課（国民健康保険税）、市民課（後期高齢者医療保険料）、健康長寿課（介護保険料）へお越しください。  
※年金天引きされている人は、年金の源泉徴収票で確認してください

■問い合わせ  
【国民健康保険税】税務課☎内線 133  
【後期高齢者医療保険料】市民課☎内線 169  
【介護保険料】健康長寿課☎内線 164

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」の添付が必要です。控除証明書は、平成24年11月上旬に対象者に送付されています。同10月1日以降12月31日までに、その年初めて納めた人については、2月上旬に送付される予定です。  
※市役所で証明書の発行はできません

■問い合わせ  
控除証明書専用ダイヤル  
☎0570・070・117  
日本年金機構敦賀年金事務所  
☎0770・23・9902